

## 光市障害者総合相談支援事業委託に係る公募型プロポーザル実施要項

光市が実施する地域生活支援拠点の整備に向け実施する障害者総合相談支援事業の委託事業者の選定に当たり、本プロポーザル実施要項に基づき、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託者として選定するため、公募型のプロポーザルを実施します。

### 1 業務概要

- (1) 業務名 光市障害者総合相談支援事業
- (2) 業務概要 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に規定する事業を1事業所に委託します。
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 委託期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成19年光市条例第18号）第2条による長期継続契約）  
※各年度の予算の減額又は削減のあった場合は、この契約を変更又は解除するものとします。
- (5) 委託料の上限額（5年間分）  
19,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和5年度から令和9年度まで	3,800,000円／年以内 （消費税及び地方消費税の額を含む。）
----------------	--------------------------------------

ただし、この額は契約金額の限度額を示すものであり、契約金額ではない。

### 2 参加資格要件

- (1) 本プロポーザルに参加できる者は、光市内に特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所を有する（令和5年4月1日までに指定を受ける予定を含む。）法人であること。
- (2) 仕様書において定める業務について、業務遂行能力を有するとともに適正な実施体制を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) この公告の日から契約を締結する日までに、本市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

### 3 スケジュール (予定)

日 程	項 目
令和 4 年 10 月 7 日 (金)	公告 実施説明会参加募集開始
10 月 13 日 (木) 午後 5 時	実施説明会参加受付期限
10 月 14 日 (金) 午前 10 時	実施説明会
10 月 14 日 (金)	参加表明提出、質問書受付開始
10 月 21 日 (金) 午後 5 時	参加表明提出、質問書受付期限
11 月 14 日 (月) 午後 5 時	企画提案書提出期限
11 月 21 日 (月)	プレゼンテーション審査
12 月上旬	選定結果通知、公表

### 4 公募型プロポーザル実施説明会

#### (1) 日時

令和 4 年 10 月 14 日 (金) 午前 10 時

#### (2) 場所

光市光井二丁目 2 番 1 号

光市総合福祉センター「あいぱーく光」内

#### (3) その他

ア 参加希望者は、10 月 13 日 (木) 午後 5 時までに福祉総務課 (電話 0833-74-3001) まで連絡すること。

イ 可能な限り参加すること。

### 5 参加の表明に係る手続等

#### (1) 提出書類及び部数

業務の受託を希望する者は、次に掲げる書類等各 1 部を提出すること。

ア 参加表明書 (様式第 1 号)

イ 法人概要調書 (様式第 2 号)

#### (2) 提出方法及び提出期間

ア 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間最終日までに必着とすること。

イ 提出期間

令和 4 年 10 月 14 日 (金) から令和 4 年 10 月 21 日 (金) までの日 (光市の休日に関する条例 (平成 16 年光市条例第 2 号) 第 1 条第 1 項に規定する市の休日 (以下「休日」という。) を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

#### (3) 提出先

〒743-0011 山口県光市光井二丁目 2 番 1 号

光市総合福祉センター「あいぱーく光」内 光市福祉保健部福祉総務課

## 6 参加者の選定

市は、参加表明書等を提出した者が受託者の資格要件を満たしているかを確認し、令和4年11月7日(月)までに各参加表明者に対して、選定又は非選定を文書により通知します。非選定となった者は、当該通知を受け取った日から起算して7日以内に、市に対し非選定となった理由の説明を求めることができるものとします。

## 7 質問及び回答

本要項、仕様書、企画提案書作成等に関する質問は、参加申込みの予定がある者が行うものとし、以下のとおり質問書(様式は任意)を提出すること。

### (1) 提出期間

令和4年10月14日(金)から令和4年10月21日(金)までの日(休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

### (2) 提出方法

光市福祉総務課に持参又はFAXのいずれかの方法で提出すること。

### (3) 回答

受付を行った質問のうち、重要と思われる質問の回答については、令和4年10月25日(火)までに、随時、市のホームページにおいて公開します。ホームページに掲載した回答事項については、本要項(仕様書を含む。)と一体のものとして効力を有するものとします。したがって、質問の有無に関わらず確認のこと。

## 8 企画提案に係る手続等

### (1) 提出書類及び部数

選定の通知を受けた者は、次に掲げる書類等を提出すること。

ア 企画提案書(様式は任意とするが、日本産業規格A列4版の用紙を使用し、表紙には業務名及び法人名等必要事項のみを記す(表紙裏は白紙)ものとします。) 9部

イ 見積書(様式は任意とするが、積算根拠を示すこと。)

ウ 法人及び事業の概要(パンフレットや施設案内等既成のもので可)

### (2) 提出方法及び提出期間

#### ア 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間最終日までに必着とすること。

#### イ 提出期間

令和4年11月7日(月)から令和4年11月14日(月)までの日(休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

### (3) 提出先

〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号

光市総合福祉センター「あいぱーく光」内 光市福祉保健部福祉総務課

## 9 プレゼンテーションの実施

### (1) 実施予定日

令和4年11月21日(月)

※ 実施順及び時間割等は、別途通知します。

(2) プレゼンテーションの出席者

出席者は3人以内とし、業務管理者となる者は必ず出席してください。

(3) 所要時間 (予定)

プレゼンテーション (提案説明) 20分、質疑応答15分

(4) 実施予定場所

〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号

光市総合福祉センター「あいぱーく光」内

10 評価及び特定の方法

(1) 評価の基準

評価は事業者ごとに別表の基準により行います。

(2) 評価の方法

光市障害者総合相談支援事業委託公募型プロポーザル評価委員会において、光市障害者総合相談支援事業委託公募型プロポーザル評価基準に基づき、評価委員の別表評価項目1から6までの合計点数が標準点数 (合計の60%) を超え、かつ、その合計点数に評価項目7を加点した点数が最も高い者を優先交渉権者として特定するものとし、1者のみの応募でも実施します。

(3) 特定又は非特定の通知

市は、各参加者に対し令和4年12月上旬頃に特定又は非特定を文書により通知します。

(4) 評価結果の公開等

参加者は、市が受託者の法人名を公表した日から起算して14日以内においては、評価結果の公表を請求することができるものとし、市は、請求を受けたときは、これを公開しなければならない。ただし、参加者が、市が評価結果を公表した日から起算して15日以降において評価結果の公開を請求するとき、又は参加者でない者が評価結果について公開を請求するときは、光市情報公開条例 (平成16年光市条例第11号) によるものとします。

(5) 契約

優先交渉権者として特定された者と業務の内容及び仕様等について確認し、予定価格の範囲内の金額で随意契約 (政令第167条の2第1項第2号) により業務委託契約を締結します。特定された者は、正当な理由なくしてこれらの契約の締結を拒むことができないものとします。

11 知的財産権の取扱

企画提案は各参加者に帰属するものとし、市は、特定しなかった参加者の企画提案の全部又は一部を使用することはありません。

12 企画提案書等の資料の作成及びプロポーザルに要する費用

各参加者は、企画提案書等の資料の作成及びプロポーザルに要する費用の全部を負担します。また、市は、提出された企画提案書等を返却しないものとします。

13 失格事項

市は、提出された参加表明書若しくは企画提案書又は添付資料に虚偽の記載を発見したときは、当該参加者を失格として取り扱うものとし、評価の対象としません。

14 その他

(1) プロポーザルへの参加に係る費用については、企画提案者の負担とします。

(2) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届 (様式は任意) を提出するものとします。

なお、この場合、本市が行う他の事業について不利益な取り扱いを受けることはありません。

1 5 担当部局

担当部署：福祉保健部福祉総務課

住所：〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号

光市総合福祉センター「あいぱーく光」

電話：0833-74-3001 FAX：0833-74-3070

電子メール：shougai@city.hikari.lg.jp

別表

評価項目	評価内容
1 法人事業所（概要） 経営状況等	安定的かつ健全な財政能力を有している者であるか
2 業務の円滑な運営従 事者等の教育及び研 修	障害者総合相談事業についての理解がされているか
	長期間継続雇用の方針 労働安全の取組 労働保険（労災保険・雇用保険）の加入
	業務開始前の従事者の確保及び研修の計画 開始後の従事者の途中交代当時の引継ぎ体制・方法
	業務に必要な研修体制が取られているか 教育、研修の実施計画が作成されているか
3 障害者総合相談支援 業務の実施体制	職員配置
	業務従事者（相談員）の経験・資格
	障害の種別によらず対応が可能か
	専用の相談室が確保され、電話、訪問等による適切な相談支援体制が取られているか
	障害者虐待や障害者差別解消に対し、市と連携が図られるか 関係機関（障害福祉サービス事業所等）との連携が図られるか
4 地域生活支援拠点整 備に対する考え方	地域生活支援拠点整備について理解がされているか
	地域生活支援拠点整備について事業者としての提案があり、光市における体制整備としてふさわしいものであるか
	緊急時の利用支援について、事業者として対応策がとられているか
5 類似業務の実績	障害福祉サービス提供の実績
	計画相談支援業務の実績
	その他の福祉サービスの実績
6 危機管理体制	個人情報への取扱いや守秘義務について、法人としてマニュアルを作成し、職員に周知するための取組みをしているか
	業務におけるトラブルの未然防止策が取られているか。また、トラブル発生時及び訴訟等への対応策が取られているか
7 見積価格	当該業務を安定的に運営するために必要な金額が積算されているか

※ 上記基準項目1から6までのうちいずれかにおいて、選定委員の過半数が0点と判定した場合は、失格とする。